

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会(第8回)-議事要旨

日時: 平成19年3月13日(火)10:00~11:40

場所:経済産業省別館11階1120共用会議室

議題

今後の工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング

出席者

和田委員長、大西委員、塩崎委員、土屋委員、半田委員、前田委員、森委員

議事要旨

(1) 工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング

(1)石油化学工業会からのヒアリング

石油化学工業協会より、「資料1」ついて説明を受けた後、質疑を行った。主な発言は以下のとおり。

- 規制緩和を要望している事例については、例えば、建坪率を満たせばそれで良いということなら、緑地を確保することは可能なのか。また、緑地については、配管下の緑地もカウント可能であるが、こうした工夫をしても規制の基準を満たすことができないということか。
- 石油化学工業のプラントは建物ではないので、元々建坪率の規制は受けていない。配管下の緑地については、防災上の問題があるため通常 設けられない。
- 生産施設面積規制については何らかの見直しが必要と考えるが、800m離れた「飛び環境施設」を認めるか否かについては検討が必要であろう。
- 仮に隣接緑地に関する運用が弾力化される場合、事業者はその用地の負担をしても良いと考えているか。
- 紹介した事例は、近隣の緑地について事業者自らが負担しようとしたもの。
- 工場立地法の立法の趣旨としては、過密地帯での工場の設置は控えさせて移転を促し、工場跡地は緑地にすれば環境の改善にもなるといった考え方もあるが、どう考えるか。
- 工場制限3法のうち、2法が廃止される等、国際競争力の観点から政策が見直されて来ている今日においては、工場立地法の性格について も見直しが必要ではないか。
- 国際競争力を重視する時代になってはいるが、他方では、環境を重視する時代にもなっているのではないか。
- 国際競争力と環境の両方がある。都市部で工場も共存するという観点が必要ではないか。
- 既存工場では、これまでスクラップ&ビルドにより僅かずつ何とか緑地を増やしてきているが、国際化という状況の中で、個々の工場での対応には限界がある。幾つかの工場で協調して対応するという工夫の仕方もあるかも知れない。
- 工場立地法の立法の趣旨として指摘があった過密地域からの移転を促すことについては、何を持って過密と見るのか、どの場合に移転を要するのかといった点について再検証すべき時代になっているのではないか。
- 何が問題とすべき事項であるかについて、基本に立ち返って議論する必要があろう。環境技術も変わって来ていることも踏まえ、国際競争力と環境の関係を考える必要がある。また、既存工場のスクラップ&ビルドの扱いについては、設備を更新して環境が良くなれば良いという考え方もあるが、現行の制度はそれを阻害している面があるという点もある。
- 海上輸送等の物資の移動に伴う二酸化炭素の削減等について、産業界は、別の次元から問題視され、対応が求められていることにも留意願いたい。
- 800m離れた飛び地を認めて欲しいとの点については、よく検討が必要だ。テニスコートと緑地は異なるものであり、これを緑地代替施設とするのは適当でないのではないか。むしろ、緑地については屋上緑化を認める等の緩和措置を講じて来ており、それらの活用が図られるべきではないか。

(2)川崎市役所からのヒアリング

川崎市役所より、「資料2」ついて説明を受けた後、質疑を行った。主な発言は以下のとおり。

- 工場緑地については、緑の基本計画等において工場地域の緑地も位置付け、その中で扱っていくという考え方もあると思うが、一般的に、これらは一体的に扱われていない場合があると聞くがどうか。
- 緑の基本計画は現在改定作業中。工場緑地については量から質を重視する方向。
- 地域準則については、これで緑地面積率の基準を下げても、他方で環境アセスメントにおいて高い緑地面積率が求められるという状況がある。事業者の立場からすると、両者を統一してもらうことが望まれる。
- 地域準則においては既存工場等の設備更新、環境アセスメントにおいては新規立地が主な対象となっている。

(2) 小委員会の今後の予定について

次回は4月中旬又は下旬に開催する予定。

文責:経済産業政策局地域経済産業グループ

地域経済産業政策課

関連リンク

工場立地法検討小委員会

最終更新日:2007年3月15日